

新型インフルエンザが 引き続き流行しています

市立小・中学校の学級閉鎖状況、認可保育所での発生状況など、新型インフルエンザに関する最新の情報を市のホームページ [HP](http://www.city.mitaka.tokyo.jp/) <http://www.city.mitaka.tokyo.jp/> に掲載しています。

☎総合保健センター ☎46-3254



新型インフルエンザの診療体制と相談窓口

～電話をしてからかかりつけ医・一般医療機関へ～

発熱やけん怠感、せきなどの症状が出たら必ず医療機関を受診しましょう。

発熱患者などの診察

かかりつけ医など一般の医療機関で診察を受けてください。受診前に電話で医療機関に相談し、マスクを着用して受診してください。特に基礎疾患(慢性呼吸器疾患、慢性心疾患、代謝性疾患、腎機能障害、免疫機能不全など)のある方、妊娠している方は、家族など身近な人が新型インフルエンザと診断された場合にも必ずかかりつけ医に相談しましょう。

診察の結果、インフルエンザと診断された場合は、新たな感染者を増やさないように、症状がある間は外出を避け、自宅での療養をお願いします。

新型インフルエンザ相談センター

かかりつけ医がないなど受診医療機関が分からない場合や自宅療養している際のご質問などは、新型インフルエンザ相談センターにご相談ください。

平日午前9時～午後5時	☎042-362-2334 多摩府中保健所
平日(夜間)午後5時～翌日午前9時、土・日曜日、祝日	☎(ナビダイヤル)0570-03-1203 (IP電話・PHSからは、☎03-5977-5638におかけください)

東京都保健医療情報センター(ひまわり)

聴覚に障がいのある方や、外国語を母国語とする方はこちらにご相談ください。
 ・聴覚に障がいのある方 **FAX 03-5285-8080** (24時間)
 ・外国語(英語、中国語、ハングル、スペイン語、タイ語)を母国語とする方 ☎ **03-5285-8181** (午前9時～午後8時)
 くわしくはホームページ [HP](http://www.himawari.metro.tokyo.jp/) <http://www.himawari.metro.tokyo.jp/> をご覧ください。

新型インフルエンザについての講演会

流行している新型インフルエンザに適切に対応・予防するための基本を紹介します。講師は三鷹市医師会副会長の若林研司医師。
主 市・三鷹市医師会
人 80人
日 10月29日(休)午後3時～4時30分
所 教育センター
申 10月19日(月)午前9時から電話で総合保健センター ☎46-3254へ(先着制)。講演会に先立って質問がある方は事前にファクスで総合保健センター **FAX** 46-4827へ
問 総合保健センター ☎46-3254

10月1日 から家庭系ごみの 有料化 が始まりました

市では10月1日から、各家庭から出される「燃やせるごみ」「燃やせないごみ」の有料化を開始しました(これ以外のごみはすべて無料で回収します)。

家庭系ごみの有料化実施による収集日程・収集品目に変更はありませんが、誤ってごみを出されているケースも見受けられます。今一度ご確認をお願いします。

☎ごみ対策課 ☎内線2533



「燃やせるごみ」「燃やせないごみ」の収集日は?

「燃やせるごみ」「燃やせないごみ」は、市指定の「家庭系ごみ指定収集袋」(藤色の袋=有料)に入れて次の収集日に出してください(これ以外の収集はすべて無料です)。

■各地区の「燃やせるごみ」と「燃やせないごみ」の収集日

地区	燃やせるごみ	燃やせないごみ
牟礼地区 新川6丁目 下連雀地区 上連雀地区 野崎1丁目	月曜日・木曜日	第1・3水曜日
井の頭地区 新川1・2・3・4・5丁目 北野地区 中原地区 野崎2・3・4丁目 井口地区 深大寺地区 大沢地区	火曜日・金曜日	第2・4水曜日

プラスチックなど資源ごみの扱いは? ⇨無料

下記の資源ごみの収集は従来どおり無料です。

- ◇透明・半透明の袋(レジ袋可)に入れるもの 古着、プラスチック類、有害ごみ、ペットボトル(かごなどの容器に入れても可)、紙おむつ、落ち葉・草
- ◇ひもで束ねるもの 新聞紙、段ボール、雑誌(本)、^{せん}剪定枝
- ◇オレンジコンテナに入れるもの 空き瓶、空き缶
※戸別収集モデル地区(井の頭、中原、新川1・4・5丁目)では、かごなどの容器か袋に入れる
- ◇紙袋に入れるもの(紙箱、新聞などで包んで「雑紙」と表示も可) 雑紙(名刺より大きい紙)

家庭系ごみ指定収集袋はどこで購入するの?

市内・近隣市のスーパーマーケット・コンビニエンスストアなどで販売しています。

ご利用ください

～住宅改修に伴う固定資産税(家屋)の減額制度～

既存の住宅をバリアフリー改修すると、1戸あたり1回に限り固定資産税(家屋)が減額される場合があります。分譲マンションなどの区分所有家屋でも、各専有部分に対して適用されます。

※省エネ改修に伴う減額制度と併用できますが、そのほかの減額制度とは併用できません。

◆バリアフリー改修を行った場合

- ◇対象家屋 平成19年1月1日以前から所在する住宅(賃貸住宅を除く)で、65歳以上の方、要介護または要支援の認定を受けている方、障がいのある方が居住する家屋
- ◇対象改修 平成19年4月1日～22年3月31日に行った、国が定める8項目のいずれかに該当するバリアフリー改修工事で、工事費用から補助金などを差し引いた金額が30万円以上の場合
- ◇減額税額 工事が完了した年の翌年度分の固定資産税額の3分の1(1戸当たり100㎡相当分まで)

申 問 工事完了日から原則3カ月以内に、申請書に必要書類を添えて資産税課(市役所2階28番窓口) ☎内線2365へ

※申請書は同課で配布しているほか、市ホームページ [HP](http://www.city.mitaka.tokyo.jp/) <http://www.city.mitaka.tokyo.jp/> からダウンロードもできます。

